

令和7年12月11日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

議会運営委員会
委員長 平井 正一

行政視察報告書

1 出張者

- (1) 委員 平井 正一 吉岡 美雪 庄司 真生 深井 和幸
小椋 直樹 椿 博文 星野 幸治 竹内 美穂
古橋 敏夫
- (2) 隨行職員 事務局長 富山 芳則 議事調査係長 大塚 崇史

2 視察先及び調査事項

岡山県真庭市 議会改革の取組（真庭市議会活性化VX）について
兵庫県姫路市 議会改革の取組について
兵庫県芦屋市 議会基本条例の検証について

3 視察期間

令和7年10月8日～令和7年10月10日

4 視察報告

- (1) 真庭市 議会改革の取組（真庭市議会活性化VX）について

◇ 真庭市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 平成17年3月31日

②人口 41,685人（17,508世帯）

③面積 828.53 平方キロメートル

④視察地選択の理由（市政との関連性）

真庭市は政策立案、住民参画、情報発信に係る議会活性化策を真庭市議会活性化VXとして定めており、議会活性化の具体的な目標となっている。

本市議会は、基本条例を制定せず議会改革の取組をできることから一つずつ積み上げることとしている点で、議会基本条例を定めている真庭市と

は違いがあるものの、実際に取り組むこと自体に変わりはないことから、本市議会でも反映できることを学ぶため視察地とした。

◇ 観察時の状況

①観察時間	午後 2 時 ~ 午後 3 時 30 分
②観察会場	真庭市役所 4 階 委員会室
③応対者職氏名	真庭市議会副議長 緒形 尚 氏
	同市議会議員 妹尾 智之 氏
	同市議会事務局 局長 杉山 修一 氏
	同市議会事務局 次長 平田 延秀 氏

◇ 調査事項の概要

1. 真庭市議会について

令和 7 年 4 月の改選から議員定数が 22 名に削減されており、人口規模に応じたスリム化を進めている。男女構成は男性 19 名、女性 3 名（令和 7 年改選時）で、女性比率は約 14% である。平均年齢は 61.0 歳であり、年代構成としては 50 代、60 代を中心に、30 代から 70 代まで幅広い世代が議席を占めているとのことであった。

2. 議会の取組について

真庭市議会は、真庭市議会基本条例や真庭市議会議員政治倫理条例の規定を原則として活性化策を策定しており、平成 28 年 12 月に当初の活性化 15 策が策定された後、以降令和 5 年 3 月及び令和 6 年 12 月に見直しが行われている。

現在は令和 6 年 12 月の見直しで策定された活性化 14 策が取り組まれており、大きく分けて政策立案、市民参画、情報発信、その他に分類されている。

○ 政策立案

この分類では、①政策形成サイクルに基づく政策立案の実施、②政策立案のための環境整備、③他議会との交流及び連携の強化、④政策提言の四つの策に取り組んでいる。

議員や会派による情報収集から常任委員会でのテーマ決め、議会運営

委員会によるテーマ承認、全議員による政策討論会を経て、全会一致となつた政策について常任委員会が提言案を作成し、正副議長から市長へ政策提言書を提出するという政策形成サイクルを確立している。また、政策立案能力向上を図るため、真庭市議会主催及び岡山県市議会議長会主催の研修会への積極的な参加や議会図書室の機能性の向上、計画的な蔵書の充実に取り組んでいる。

○ 市民参画

この分類では、⑤意見交換会の開催、⑥ざっくばらんに語ろうの開催、⑦地域での常任委員会の開催、⑧傍聴者を増やす対策についての四つの策に取り組んでいる。

以前は「議会報告会＋市民と語る会」を開催していたが、令和5年にざっくばらんに語ろうに変更した。市民と議員が自由に意見交換し、市の将来を考え、語り合い、市民意見を政策立案や提言につなげている。

○ 情報発信

この分類では、⑨議会ホームページの充実、⑩広報媒体を活用した議会活動の発信、⑪情報発信の評価・分析の三つの策に取り組んでいる。真庭市議会ホームページ、真庭市議会広報まにわ、フェイスブック等SNS、地元ケーブルテレビの番組（G I K A I H E A D L I N E）などあらゆる広報媒体により市民に積極的に情報発信し、見てもらえる議会を目指している。

○ その他

その他として、⑫議員間の情報共有、⑬自由討議、⑭研修会に取り組んでいる。

平成30年度にタブレット端末を導入し、効率的な議会運営や迅速な情報伝達を可能としたことに加え、令和3年度からは端末を傍聴者に貸与することで、ペーパレス化や環境負荷の軽減に努めている。

また、令和4年12月定例会においてオンラインの方法による委員会への出席を可能とすべく関係例規を整備し、いかなる状況下でも本来の議会機能を十分に維持、發揮できる体制を構築した。

◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

真庭市は、議会基本条例の理念に基づき、議会の透明性向上、市民との意見交換の活性化、ＩＣＴの積極的活用など、先進的な取組を継続して進めており、その内容は極めて示唆に富むものであった。

まず、議会活動の基本的姿勢として議会活動の原則と実践を掲げ、政策形成型議会への転換を明確に打ち出している点が特徴的である。

提言後は政策提言がどのように生かされているか調査及び研究する仕組みがあり、提言の実効性を高める努力がなされていた。過去には地域公共交通の維持や子育て支援策など、具体的成果を上げた事例も紹介された。

また、議員の調査・研究活動を支える基盤として議会図書室の機能強化を進めており、特筆すべきは、市立図書館との連携体制の構築である。議会図書室所蔵の一部資料を市立図書館の蔵書検索システム（O P A C）と連動させ、市民がオンラインで所在を確認できるように整備している。また、議会関連資料のオープンデータ化にも取り組み、会議録や政策提言書などを電子化し、インターネットを通じて公開している。これにより、市民が議会活動の経過や背景を容易に確認できるようになり、議会に対する理解と信頼の醸成に大きく寄与している。

真庭市議会では、議会主催の議会講演会を定期的に開催しており、議員研修と市民啓発を兼ねた意義深い取組となっている。講演会は議員向けの学びの場であると同時に、市民にも広く公開されている点が特徴である。開催案内は広報誌やホームページ、S N S を通じて発信され、当日は市民の参加も認められている。これにより、議員と市民が同じテーマで共に学び、地域課題への理解を深める機会となっている。講演テーマの選定については、議会事務局が中心となって、各常任委員会からの要望や、議会報告会等で寄せられた市民意見を参考にして決定しており、議会講演会が議会のためだけでなく、地域課題の共有と解決のために開かれている点が真庭市の特徴である。

また、特に印象的だったのは、ざっくばらんに語ろうや意見交換会である。市民からの意見や質問を受け付け、議員も自らの立場で意見を述べる形式が採用されており、双方向型の議会イベントとして機能している。このような手法は、議員が市民の关心や課題意識を直接把握する上でも効果的であり、政策提言活動の基礎資料にもなっているという。

広報広聴活動では、議会だより「真庭市議会だより まにわ」やホームページに加え、フェイスブックによる情報発信、定例会のポイントなどをまとめた議会情報番組「GIKAI HEADLINE」の放送など、多様な媒体での発信に努めている。これにより、若年層や子育て世代にも議会情報を届ける工夫がなされていた。市民からのコメントや質問にも丁寧に対応し、SNSを通じた双方向のコミュニケーションを意識的に行っていいる姿勢は特筆に値する。また、真庭市議会では、SNS活用にあたって独自の運用ガイドラインを策定しており、誤情報の拡散や個人情報の扱いに関するリスクを回避する仕組みを整えている。この点は、今後SNS活用を拡大しようとする地方議会にとって極めて重要な視点である。

これらの取組は、単に制度を導入するだけでなく、議会としてどうあるべきかという理念を共有し、議員と事務局が一体となって継続的に改善を重ねている点に真庭市議会の特色があると感じられた。市民参画の拡大、ICT化の推進、政策提言機能の強化という三本柱が相互に連動しており、地方議会改革の先進事例として高く評価できる。

本市議会としても、今回の視察を通じて、議会の機能強化と市民との信赖関係構築に向け、政策提言体制の整備や、SNS等による情報発信、市民対話型の報告会など、導入可能な取組を検討する必要性を強く感じた。真庭市議会の不断の改革姿勢は、今後の議会運営を考える上で大いに参考となるものである。



(2) 姫路市 議会改革の取組について

◇ 姫路市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 明治22年4月1日

②人口 525,884人(247,746世帯)

③面積 534.56 平方キロメートル

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

姫路市議会では、開かれた議会、効率的・効果的な議会運営、市民との対話・説明責任の観点から、議会改革を継続的に取り組んでいる。主な改革や取組として、議会基本条例の制定や議会運営の効率化、透明化・情報公開、市民参加の強化、政治倫理・議員責務などを見直した。特に議会の在り方を定めた基本条例や倫理条例が整備されており、議会運営、情報公開、市民参加という観点で着実な進展が見られる。さらに、議員定数の削減、議会報・公開体制の改善など、構造的な改革も実施してきた。

これら姫路市における先進的な議会改革は、本市議会においても参考となる事例が多数存在することから、視察地として選定した。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後1時30分～午後3時

②視察会場 姫路市役所本庁舎議会棟 議会会議室

③応対者職氏名 姫路市議会 議長 石堂 大輔 氏

同市議会事務局調査課 課長 岩澤 昭平 氏

同課 課長補佐 岡田 篤志 氏

◇ 調査事項の概要

姫路市議会は、平成22年1月25日付の議会改革検討協議会の答申を受け、議会基本条例策定特別委員会を設置した。その後、平成23年5月に議会基本・倫理条例策定特別委員会を設置し市民意見提出手続の実施を経て、平成23年第3回定例会最終日に議員提出議案として上程し可決した。そして、この条例は、公布の日（平成23年10月6日）から施行された。

姫路市議会基本条例の冒頭の前文では、議会の果たすべき役割や責任がこれまで以上に大きくなっている状況の下、姫路市議会は、議会の本来あ

るべき姿を再認識し、これまでの議会改革の取組を一層進めるとともに、議員自らが政治倫理の向上に取り組み、市民の負託に全力で応えることを決意すると謳っている。そして、この議会基本条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市長その他の執行機関及び市民との関係等に関する基本的事項を明らかにすることで、市民の負託に的確に応え、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与しようとするものであった。

また、姫路市議会議員政治倫理条例は、議会の基本的事項を明らかにした姫路市議会基本条例を受け、議員の政治倫理に関して定めたものであった。市議会は、議会基本・倫理条例策定特別委員会を設置し調査研究を行い、平成24年4月から1か月間市民意見提出手続を実施し、平成24年第2回定例会最終日に議員提出議案として上程し可決した。

姫路市議会基本条例には市民に対して積極的な情報発信が明記され、その代表的な事例として高校生と姫路市議会との座談会について議会事務局から説明を受けた。この高校生と姫路市議会との座談会の目的は、自分たちが暮らす地域の課題や将来のまちづくりについて高校生の視点で自由な発想や意見を交換し、共に考え、学ぶ場として開催することであった。参加者は市内にある高等学校の生徒と常任委員会ごとの開催であるが全議員であった。この座談会の成果としては、議員が本会議の質問に高校生の意見を引用する場面があり、市執行部に真意が伝えられたとの報告があった。

高校生と姫路市議会との座談会のこれまでの主な意見交換テーマは、①若者の政治参加・主権者教育、②まちづくり（中心市街地、交通、公共施設）、③学校生活（ＩＣＴ、部活動、進路）、④若者の居場所づくり・文化・防災などがあった。

また、高校生と姫路市議会との座談会のこれまでの成果としては、高校生の提案を整理し、議会で共有できること、姫路市議会の政策立案過程に若者の声を反映すること、次年度以降の意見交換活動の改善につなげられることであった。

◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

姫路市議会基本条例第2条（基本理念）議会は、二元代表制の下における議会の役割を踏まえつつ、市政における唯一の議決機関として市民の意

思を市政に反映することにより真の地方自治の実現を目指すものとしている。これまで、議会基本条例等の中で、「真の地方自治」と謳った表現が含まれるものはあまり見られないため、「真の地方自治」について意見を伺ったが、地方自治とは、地方公共団体が自主的・自立的に運営し、住民の意思に基づき行政を運営することが理念であり、住民の福祉の増進を図ることを基本目的（地方自治法第1条の2）としており、全ての自治体運営の基盤となる。議会基本条例の制定で難しいのは、議員各位における地方自治に関する認識に温度差、また地方自治に対する理解の深浅であった。

本市議会においても、野田市議会活性化等検討委員会を平成19年から令和4年の改選まで設置し、議会の活性化問題や野田市議会の議員定数の在り方など調査、検討を行ってきた。さらに、会派から代表者を選出して議会基本条例策定特別委員会を設置し、先進地の議会を視察したり講演会を開催し制度構築の検討を行った経緯がある。その結果、基本条例を制定せず議会改革の取組をできることから一つずつ積み上げると結論づけたが、今後の議会改革に向けて、さらなる地方自治に対する認識を深める必要があると改めて感じた。



(3) 芦屋市 芦屋市議会基本条例の検証について

◇ 芦屋市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和15年11月10日

②人口 93,525人 (45,332世帯)

③面積 18.57 平方キロメートル

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

芦屋市議会では、議会の役割や市民との関係を明確化し、政策立案機能の強化を目的として、平成22年に芦屋市議会基本条例を制定している。以降、定期的に条例の検証を実施し、時代の変化や市民ニーズを踏まえて条例内容を見直すなど、議会改革の先進的な取組を継続している点が注目されている。

本市議会においては、基本条例を定めず議会改革の取組をできることから一つずつ積み上げることとしているが、議会基本条例の理念である市民に開かれた議会、政策形成機能の強化、議会の自律性の確立は、今後の市政運営及び議会改革を進める上で極めて重要なテーマで、議会基本条例そのものの検証及び実効性の確保、市民との関係構築・説明責任の充実、政策立案・評価機能の強化の取組はとても参考となるものであると考え、視察地とした。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後1時30分～午後3時

②視察会場 芦屋市役所本庁舎南館 委員会室

③応対者職氏名 芦屋市議会議長 中島 健一 氏

同 市議会議員 平野 貞雄 氏

同市議会事務局総務課 課長 湯本 俊哉 氏

議事調査課 課長 本宮 健男 氏

同課 主査 藤原 智佳 氏

◇ 調査事項の概要

芦屋市議会では、議会の役割や責務を明確にし、市民に開かれた議会を実現するため、平成22年に芦屋市議会基本条例を制定した。条例は、議

会の基本理念や議員の責務、市民参加、議会運営などを定め、政策立案機能の強化を目的としている。

制定後は、議会内に検証体制を設け、条例の運用状況を定期的に点検・評価し、結果を公表。議会報告会の実施や政策提言の活性化、議員研修の充実など、実効性ある議会改革を継続している。また、今後は、市民参加のさらなる拡大やデジタル化への対応を課題とし、時代に即した条例の見直しを進めるなど、検証を重ねて発展させていたことであった。

◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

芦屋市議会では、芦屋市議会基本条例を制定後も定期的な検証を行い、条例の運用状況を自己点検、評価する仕組みを確立している点が大きな特徴である。このように、制定から10年以上を経ても運用の改善を継続している姿勢は、条例を形骸化させず、議会改革を進化させる上で極めて重要であると感じた。

芦屋市議会では、議会報告会や意見交換会の開催、市民意見の反映、政策提言の積極的な実施、議員研修による政策立案力の向上など、条例の理念を実践に結び付けている。また、議会と市民との信頼関係の構築、議会活動の透明性向上、議員間討議の活発化など、議会の質的向上に寄与する具体的な成果も見られる。

一方で、これらの取組を継続していくためには、議員一人一人の意識改革と、不断の検証体制を維持する組織的努力が求められる。議会改革は一時的な事業ではなく、不断の改善を続ける文化の定着こそが重要である。

本市議会においては、基本条例を制定せず議会改革の取組をできることから一つずつ積み上げることとしているが、既存例規や申合せ等の見直しを通じて、市民参加、意見反映の仕組みを明確化し、開かれた議会を推進すること、政策提言や議員間討議を活性化し、議会の政策立案機能を高めること、議員研修や情報公開の充実を図り、説明責任と信頼性を強化すること、運用状況を定期的に検証し、時代の変化に対応した改善を続ける取組が実現可能であると考える。

芦屋市議会の取組は、条例を制定することが目的ではなく、検証と改善を通じて議会を進化させるという姿勢を体現している。この姿勢は、本市

議会においても十分に応用可能であり、今後の議会改革の方向性を検討する上で大いに参考となるものであった。

